

社債等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）

改正案	現行
<p>社債、株式等の振替に関する法律施行令</p> <p>目次</p> <p>第一章 振替機関等（第一条・第二条）</p> <p>第二章 加入者保護信託（第三条 第六条）</p> <p>第三章 社債の振替（第七条 第十四条）</p> <p>第四章 国債の振替（第十五条）</p> <p>第五章 地方債等の振替（第十六条 第二十七条）</p> <p>第六章 株式の振替（第二十八条 第四十一条）</p> <p>第七章 新株予約権の振替（第四十二条 第五十条）</p> <p>第八章 新株予約権付社債の振替（第五十一条 第五十九条）</p> <p>第九章 投資口等の振替（第六十条 第七十条）</p> <p>第十章 組織変更等に係る振替（第七十一条 第八十三条）</p> <p>第十一章 雑則（第八十四条 第八十六条）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p>	<p>社債等の振替に関する法律施行令</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 振替機関等（第二条・第三条）</p> <p>第三章 加入者保護信託（第四条 第六条の二）</p> <p>第四章 社債の振替（第七条 第十四条）</p> <p>第五章 国債の振替（第十五条）</p> <p>第六章 その他の社債等の振替（第十六条 第二十七条）</p> <p>第七章 雑則（第二十八条 第三十条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>

(削る)

第一章 振替機関等

(最低資本金の額)

第一条 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）第五条第一項に規定する政令で定める金額は、五億円とする。

第二条 (略)

第二章 加入者保護信託

第三条～第六条 (略)

第三章 社債の振替

(信託の記載又は記録の申請)

第八条 法第七十五条第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録（以下この章において「信託の記載又は記録」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のそ

(社債等から除かれる受益権)

第一条 社債等の振替に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定めるものは、契約において分割又は併合の定めがあるものとする。

第二章 振替機関等

(最低資本金の額)

第一条 法第五条第一項に規定する政令で定める金額は、五億円とする。

第三条 (略)

第三章 加入者保護信託

第四条～第六条の二 (略)

第四章 社債の振替

(信託の記載又は記録の申請)

第八条 法第七十五条第一項に規定する記載又は記録（以下この条から第十二条までにおいて「信託の記載又は記録」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の

の直近上位機関に対する申請により行う。

一 信託の委託者（以下単に「委託者」という。）の信託の受託者（以下単に「受託者」という。）に対する振替社債の譲渡又は質入れにより当該振替社債についての権利が信託財産に属することとなる場合 委託者

二 受託者の変更により信託財産に属する振替社債についての権利が信託法（平成十八年法律第百八号）第六十二条第一項に規定する新受託者（以下単に「新受託者」という。）に移転することとなる場合 同法第五十九条第一項に規定する前受託者（以下単に「前受託者」という。）

三（略）

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 受託者又は新受託者の口座

二（略）

三 第一号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄（法第六十九条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。第十一条第二項第三号において同じ。）であるか、又は質権欄（法第六十九条第二項第一号ロに規定する質権欄をいう。第十一条第二項第三号において同じ。）であるかの別

（代位による申請）

その直近上位機関に対する申請により行う。

一 信託の委託者（以下この条及び次条において「委託者」という。）の信託の受託者（以下この条、次条、第十一条及び第十三条において「受託者」という。）に対する振替社債の譲渡又は質入れにより当該振替社債についての権利が信託財産に属することとなる場合 委託者

二 受託者の変更により信託財産に属する振替社債についての権利が信託法（平成十八年法律第百八号）第六十二条第一項に規定する新受託者に移転することとなる場合 同法第五十九条第一項に規定する前受託者

三（略）

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 受託者又は信託法第六十二条第一項に規定する新受託者の口座

二（略）

三 第一号の口座において信託の記載又は記録がされるのが法第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄か、又は同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄かの別

（代位による申請）

第九条 前条第一項第三号に掲げる場合においては、信託の受益者（以下単に「受益者」という。）又は委託者は、受託者に代位して信託の記載又は記録を申請することができる。

2 受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替社債についての権利が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。

（同時申請）

第十条 （略）

2 前項の場合において、振替機関等は、法第七十条第四項第二号若しくは第四号の規定又は同条第五項第二号若しくは第四号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項第二号（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、同時に、第八条第二項各号に掲げる事項も通知しなければならない。

3 （略）

（信託の記載又は記録の抹消の申請）

第十一条 信託の記載又は記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関（第三号に掲げる場合にあつては、受託者の直近上位機関）に対する申請

第九条 前条第一項第三号に掲げる場合においては、信託の受益者又は委託者は、受託者に代位して信託の記載又は記録を申請することができる。

2 信託の受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替社債についての権利が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。

（同時申請）

第十条 （略）

2 前項の場合において、振替機関等は、法第七十条第四項第二号若しくは第四号、第五項第二号若しくは第四号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）又は第七項第二号（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、同時に、第八条第二項各号に掲げる事項も通知しなければならない。

3 （略）

（信託の記載又は記録の抹消の申請）

第十一条 信託の記載又は記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関（第三号に掲げる場合にあつては、受託者の直近上位機関）に対する申請

により行う。

一 (略)

二 受託者の変更により信託財産に属する振替社債についての権利が新受託者に移転することとなる場合 前受託者

三 (略)

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 受託者又は前受託者の口座

二 (略)

三 第一号の口座において信託の記載又は記録の抹消がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

3 (略)

(受託者の変更)

第十三条 受託者の変更があつた場合においては、前受託者は、信託財産に属する振替社債についての権利について新受託者の口座に増額の記載又は記録をする旨の振替の申請（以下この条において「増額記載等申請」という。）をすると同時に、当該振替社債についての権利について、第八条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による申請

により行う。

一 (略)

二 受託者の変更により信託財産に属する振替社債についての権利が信託法第六十二条第一項に規定する新受託者に移転することとなる場合 同法第五十九条第一項に規定する前受託者

三 (略)

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 受託者又は信託法第五十九条第一項に規定する前受託者の口座

二 (略)

三 第一号の口座において信託の記載又は記録の抹消がされるのが法第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄か、又は同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄かの別

3 (略)

(受託者の変更)

第十三条 受託者の変更があつた場合においては、信託法第五十九条第一項に規定する前受託者は、信託財産に属する振替社債についての権利について同法第六十二条第一項に規定する新受託者の口座に増額の記載又は記録をする旨の振替の申請（以下この条において「増額記載等申請」という。）をすると同時に、当該振替社債についての権利について、第八条第一項（第二号に係る部分に限る。）

(以下この条において「受託者変更記載等申請」という。)をしな
ければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、そ
の変更を証明する資料を提出しなければならない。

2 (略)

3 信託法第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又
は公益信託二関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第八条の規
定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があつた場合におい
ては、新受託者も、増額記載等申請及び受託者変更記載等申請をす
ることができる。この場合においては、受託者変更記載等申請は、
増額記載等申請と同時にしなければならない。

4 (略)

(振替社債の内容の提供)

第十四条 法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法は、次の
いずれかの方法とする。

一 (略)

二 電磁的方法(法第三十四条第三項に規定する電磁的方法をいう
。以下同じ。)であつて内閣府令・法務省令(国債を取り扱う振
替機関の場合にあつては、内閣府令・法務省令・財務省令。次号
において同じ。)で定めるものにより、振替社債の内容を加入者
に提供する方法

及び第十一条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による申
請(以下この条において「受託者変更記載等申請」という。)をし
なければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、
その変更を証明する資料を提出しなければならない。

2 (略)

3 信託法第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又
は公益信託二関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第八条の規
定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があつた場合におい
ては、信託法第六十二条第一項に規定する新受託者も、増額記載等
申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。この場合にお
いては、受託者変更記載等申請は、増額記載等申請と同時にしなけ
ればならない。

4 (略)

(振替社債の内容の提供)

第十四条 法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法は、次の
いずれかの方法とする。

一 (略)

二 電磁的方法(法第三十四条第三項に規定する電磁的方法をいう
。次号において同じ。)であつて内閣府令・法務省令(国債を取
り扱う振替機関の場合にあつては、内閣府令・法務省令・財務省
令。次号において同じ。)で定めるものにより、振替社債の内容
を加入者に提供する方法

三 (略)

第四章 国債の振替

第五章 地方債等の振替

第六章 株式の振替

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第二十八条 法第二百二十九条第三項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 振替株式(法第二百二十八条第一項に規定する振替株式をいう。以下同じ。)についての処分の制限に関する事項

二 発行者が放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者である場合において、加入者が同項(同法第五十二条の二十八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する外国人等であるときは、その旨

三 発行者が航空法(昭和二十七年法律第百三十一号)第二百二十条の二第一項に規定する本邦航空運送事業者又は同項に規定するその持株会社等である場合において、加入者が同項に規定する外国人等であるときは、その旨

四 発行者が日本電信電話株式会社である場合において、加入者が

三 (略)

第五章 国債の振替

第六章 その他の社債等の振替

(新設)

(新設)

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条第一項各号に掲げる者であるときは、その旨

（新規記載又は記録手続における通知事項）

第二十九条 法第百三十条第一項第八号に規定する政令で定める事項は、前条第二号から第四号までに掲げる事項とする。

（新設）

（振替株式の併合により端数が生ずる場合の措置及び指示）

第三十条 法第百三十六条第五項に規定する政令で定める記載又は記録は、次の各号に掲げる保有欄等（法第百三十五条第三項に規定する保有欄等をいう。以下この章において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める記載又は記録とする。

（新設）

一 法第百三十六条第五項の加入者の口座の保有欄（法第百三十条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。以下この章において同じ。） 当該保有欄に記載又は記録がされている法第百三十六条第一項第一号の振替株式の数（法第百五十一条第二項第一号の申出（以下「特別株主申出」という。）がされた振替株式については、同号に規定する特別株主（以下単に「特別株主」という。）ごとの数）に減少比率（法第百三十六条第一項第二号に規定する減少比率をいう。次号において同じ。）を乗じた数（その数に満たない端数（第四号において「保有欄端数」という。）があるときは、これを切り上げるものとする。）についての減少の記載又は記録

- 二 法第三百三十六条第五項の加入者の口座の質権欄（法第三十条第二項第一号口に規定する質権欄をいう。以下この章において同じ。） 当該質権欄に記載又は記録がされている法第三百三十六条第一項第一号の振替株式の株主ごとの数に減少比率をそれぞれ乗じた数（その数に一に満たない端数（第四号において「質権欄端数」という。）があるときは、これを切り上げるものとする。以下この号において同じ。） についての当該株主ごとの数の減少の記載又は記録及び当該減少比率をそれぞれ乗じた数の総数についての当該振替株式の数の減少の記載又は記録
- 三 前二号に規定する加入者の上位機関の口座のうち顧客口座 振替株式の数についての前二号に定める記載又は記録がされた数の減少の記載又は記録
- 四 法第三百三十六条第一項第一号の振替株式の株主（特別株主を含む。）である加入者の直近上位機関（二以上あるときは、そのうちの振替機関が定めるもの）の備える振替口座簿中の当該株主の口座の保有欄 当該株主の有する振替株式について、一から保有欄端数を控除した数と一から質権欄端数を控除した数を合計した数（その数に一に満たない端数（第六号において「発行者分端数」という。）があるときは、これを切り捨てるものとする。） についての増加の記載又は記録
- 五 前号の口座を開設した振替機関等及びその上位機関の口座のうち顧客口座 同号に定める記載又は記録がされた数についての増加の記載又は記録

- 六 法第百三十六条第一項第四号の口座の保有欄 発行者分端数の総数（その総数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録
- 七 前号の口座を開設した振替機関等及びその上位機関の口座のうち顧客口座 同号に定める記載又は記録がされた数についての増加の記載又は記録
- 2 法第百三十六条第五項の規定により振替機関がする指示は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を示して行うものとする。
- 一 すべての下位機関 前項第三号から第七号までに定める記載又は記録をするために必要な事項を報告すべき旨
 - 二 前号に規定する記載又は記録をしなければならない口座管理機関 当該記載又は記録をすべき事項
- （振替株式の分割により端数が生ずる場合の措置及び指示）
- 第三十一条 法第百三十七条第五項に規定する政令で定める記載又は記録は、次の各号に掲げる保有欄等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める記載又は記録とする。
- 一 法第百三十七条第五項の加入者の口座の保有欄 当該保有欄に記載又は記録がされている同条第一項第一号の振替株式の数（特別株主申出がされた振替株式については、特別株主ごとの数）に増加比率（同項第二号に規定する増加比率をいう。次号において同じ。）を乗じた数（その数に一に満たない端数（第四号において

（新設）

て「保有欄端数」という。() があるときは、これを切り捨てるものとする。() についての増加の記載又は記録

二 法第三百三十七条第五項の加入者の口座の質権欄 当該質権欄に記載又は記録がされている同条第一項第一号の振替株式の株主ごとの数に増加比率をそれぞれ乗じた数(その数に一に満たない端数(第四号において「質権欄端数」という。() があるときは、これを切り捨てるものとする。以下この号において同じ。() についての当該株主ごとの数の増加の記載又は記録及び当該増加比率をそれぞれ乗じた数の総数についての当該振替株式の数の増加の記載又は記録

三 前二号に規定する加入者の上位機関の口座のうち顧客口座 振替株式の数についての前二号に定める記載又は記録がされた数の増加の記載又は記録

四 法第三百三十七条第一項第一号の振替株式の株主(特別株主を含む。() である加入者の直近上位機関(二以上あるときは、そのうちの振替機関が定めるもの() の備える振替口座簿中の当該株主の口座の保有欄 当該株主の有する振替株式について保有欄端数と質権欄端数を合計した数(その数に一に満たない端数(第六号において「発行者分端数」という。() があるときは、これを切り捨てるものとする。() についての増加の記載又は記録

五 前号の口座を開設した振替機関等及びその上位機関の口座のうち顧客口座 同号に定める記載又は記録がされた数についての増加の記載又は記録

六 法第三十七条第一項第四号の口座の保有欄 発行者分端数の総数（その総数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録

七 前号の口座を開設した振替機関等及びその上位機関の口座のうち顧客口座 同号に定める記載又は記録がされた数についての増加の記載又は記録

2 法第三十七条第五項の規定により振替機関がする指示は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を示して行うものとする。

- 一 すべての下位機関 前項第三号から第七号までに定める記載又は記録をするために必要な事項を報告すべき旨
- 二 前号に規定する記載又は記録をしなければならない口座管理機関 当該記載又は記録をすべき事項

（合併等により他の銘柄の振替株式が交付される際に端数が生ずる場合の措置及び指示）

第三十二条 法第三十八条第五項に規定する政令で定める記載又は記録は、次の各号に掲げる保有欄等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める記載又は記録とする。

- 一 法第三十八条第五項の加入者の口座の保有欄 当該保有欄に記載又は記録がされている同条第一項第二号の振替株式の数（特別株主申出がされた振替株式については、特別株主ごとの数）に割当比率（同項第三号に規定する割当比率をいう。次号において

（新設）

- 同じ。) を乗じた数 (その数に 一 に満たない端数 (第四号において「保有欄端数」という。) があるときは、これを切り捨てるものとする。) の同項第一号の振替株式 (以下この項において「存続会社等振替株式」という。) についての増加の記載又は記録
- 二 法第百三十八条第五項の加入者の口座の質権欄 当該質権欄に記載又は記録がされている同条第一項第二号の振替株式の株主ごとの数に割当比率をそれぞれ乗じた数 (その数に 一 に満たない端数 (第四号において「質権欄端数」という。) があるときは、これを切り捨てるものとする。以下この号において同じ。) の存続会社等振替株式についての株主ごとの数の増加の記載又は記録及び当該割当比率をそれぞれ乗じた数の総数についての当該存続会社等振替株式の数の増加の記載又は記録
- 三 前二号に規定する加入者の上位機関の口座のうち顧客口座 存続会社等振替株式の数についての前二号に定める記載又は記録がされた数の増加の記載又は記録
- 四 法第百三十八条第一項第二号の振替株式の株主 (特別株主を含む。) である加入者の直近上位機関 (二以上あるときは、そのうちの振替機関が定めるもの) の備える振替口座簿中の当該株主の口座の保有欄 当該株主の有する存続会社等振替株式について保有欄端数と質権欄端数を合計した数 (その数に 一 に満たない端数 (第六号において「発行者分端数」という。) があるときは、これを切り捨てるものとする。) の増加の記載又は記録
- 五 前号の口座を開設した振替機関等及びその上位機関の口座のう

ち顧客口座 同号に定める記載又は記録がされた数の存続会社等振替株式についての増加の記載又は記録

六 法第百三十八条第一項第五号の口座の保有欄 発行者分端数の総数(その総数に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)の存続会社等振替株式についての増加の記載又は記録

七 前号の口座を開設した振替機関等及びその上位機関の口座のうち顧客口座 同号に定める記載又は記録がされた数の存続会社等振替株式についての増加の記載又は記録

八 法第百三十八条第五項の加入者の口座の保有欄又は質権欄及び当該加入者の上位機関の口座のうち顧客口座 同条第一項第二号の振替株式の全部についての記載又は記録の抹消

2 | 法第百三十八条第五項の規定により振替機関がする指示は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を示して行うものとする。

- 一 すべての下位機関 前項第三号から第七号までに定める記載又は記録をするために必要な事項を報告すべき旨
- 二 前号に規定する記載又は記録をしなければならない口座管理機関 当該記載又は記録をすべき事項

(信託の記載又は記録の申請)

第三十三条 法第百四十二条第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録(以下この章において「信託の記載又は記録」という。)は

(新設)

、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関に対する申請により行う。

一 委託者の受託者に対する振替株式の譲渡又は質入れにより当該振替株式についての権利が信託財産に属することとなる場合 委託者

二 受託者の変更により信託財産に属する振替株式についての権利が新受託者に移転することとなる場合 前受託者

三 前二号に掲げる場合以外の場合 受託者

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 受託者又は新受託者の口座

二 当該申請に係る振替株式の銘柄及び数

三 第一号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

(代位による申請)

第三十四条 前条第一項第三号に掲げる場合においては、受益者又は委託者は、受託者に代位して信託の記載又は記録を申請することができる。

2 受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替株式についての権利が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。

(新設)

らない。

(同時申請)

第三十五条 第三十三条第一項第一号に掲げる場合には、信託の記載又は記録の申請は、同号に規定する振替株式の譲渡又は質入に係る振替の申請と同時にしなければならない。

2 前項の場合において、振替機関等は、法第百三十二条第四項第二号若しくは第五号の規定又は同条第五項第二号若しくは第五号(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)(若しくは第七項第三号(同条第八項において準用する場合を含む。)(の規定による通知をするときは、同時に、第三十三条第二項各号に掲げる事項も通知しなければならない。)

3 前項の規定による通知を受けた振替機関等は、法第百三十二条第四項第三号若しくは第四号の規定、同条第五項第三号若しくは第四号(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)(の規定又は同条第七項第一号若しくは第二号(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。)(の規定により通知されたところに従い、その備える振替口座簿における信託の記載又は記録をしなければならない。

(信託の記載又は記録の抹消の申請)

第三十六条 信託の記載又は記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の

(新設)

(新設)

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関（第三号に掲げる場合にあつては、受託者の直近上位機関）に対する申請により行う。

- 一 振替株式についての権利の移転により当該振替株式についての権利が信託財産に属しないこととなる場合 受託者
- 二 受託者の変更により信託財産に属する振替株式についての権利が新受託者に移転することとなる場合 前受託者
- 三 振替株式についての権利を固有財産に帰属させることにより当該振替株式についての権利が信託財産に属しないこととなる場合 受託者及び受益者

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 受託者又は前受託者の口座
- 二 当該申請に係る振替株式の銘柄及び数
- 三 第一号の口座において信託の記載又は記録の抹消がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

3 第一項第三号に定める受益者は、同項の規定による申請に際して、
自己が受益者である旨を証明する資料を提出しなければならない。

（同時申請）

第三十七条 前条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記載又は記録の抹消の申請は、同号に規定する権利の移転に係る振替の

（新設）

申請と同時にしなければならぬ。

(受託者の変更)

第三十八条 受託者の変更があつた場合においては、前受託者は、信託財産に属する振替株式についての権利について新受託者の口座に増加の記載又は記録をする旨の振替の申請(第三項において「増加記載等申請」という。)(をすると同時に、当該振替株式についての権利について、第三十三条第一項(第二号に係る部分に限る。)(及び第三十六条第一項(第二号に係る部分に限る。)(の規定による申請(第三項において「受託者変更記載等申請」という。)(をしなければならぬ。この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならぬ。

2| 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項前段の場合について準用する。

3| 信託法第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は公益信託ニ関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があつた場合においては、新受託者も、増加記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記載等申請は、増加記載等申請と同時にしなければならぬ。

4| 前項の場合においては、第一項後段の規定を準用する。

(総株主通知)

(新設)

第三十九条 法第百五十一条第一項第七号に規定する政令で定めると

(新設)

きは裁判所が会社更生法第百九十四条第一項に規定する基準日を定めたときとし、同号に規定する政令で定める日は当該基準日とする。

(少数株主権等の行使期間)

第四十条 法第百五十四条第二項に規定する政令で定める期間は、二週間とする。

(新設)

(振替株式の内容の提供)

第四十一条 法第百六十二条第一項に規定する政令で定める方法は、電磁的方法であつて内閣府令・法務省令で定めるものにより、同項各号に掲げる通知に係る振替株式について、振替機関の備える振替口座簿に記載され、又は記録されている当該振替株式の全部につき振替口座簿の抹消が行われる日まで、不特定多数の者が当該各号に定める事項の提供を受けることができる状態に置く方法とする。

(新設)

第七章 新株予約権の振替

(新設)

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第四十二条 法第百六十五条第三項第六号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

一 振替新株予約権（法第百六十三条に規定する振替新株予約権を

いう。以下同じ。）についての処分の制限に関する事項

二 第二十八条第二号から第四号までに掲げる事項

(新規記載又は記録手続における通知事項)

第四十三条 法第百六十六条第一項第八号に規定する政令で定める事項は、前条第二号に掲げる事項とする。

(新設)

(信託の記載又は記録の申請)

第四十四条 法第百七十六条第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録(以下この章において「信託の記載又は記録」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関に対する申請により行う。

(新設)

一 委託者の受託者に対する振替新株予約権の譲渡又は質入れにより当該振替新株予約権についての権利が信託財産に属することとなる場合 委託者

二 受託者の変更により信託財産に属する振替新株予約権についての権利が新受託者に移転することとなる場合 前受託者

三 前二号に掲げる場合以外の場合 受託者

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 受託者又は新受託者の口座

二 当該申請に係る振替新株予約権の銘柄及び数

三 第一号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄

(法第百六十六条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。第四十七條第二項第三号において同じ。)であるか、又は質権欄(法第百六十六条第二項第一号ロに規定する質権欄をいう。第四十七條第二項第三号において同じ。)であるかの別

(代位による申請)

第四十五條 前条第一項第三号に掲げる場合においては、受益者又は委託者は、受託者に代位して信託の記載又は記録を申請することができる。

2 受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替新株予約権についての権利が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。

(同時申請)

第四十六條 第四十四條第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記載又は記録の申請は、同号に規定する振替新株予約権の譲渡又は質入れに係る振替の申請と同時にしなければならない。

2 前項の場合において、振替機関等は、法第百六十八條第四項第二号若しくは第五号の規定又は同条第五項第二号若しくは第五号(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)(若しくは第七項第三号)(同条第八項において準用する場合を含む。)(の規定

(新設)

(新設)

による通知をするときは、同時に、第四十四条第二項各号に掲げる事項も通知しなければならない。

- 3 前項の規定による通知を受けた振替機関等は、法第六十八条第四項第三号若しくは第四号の規定、同条第五項第三号若しくは第四号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第七項第一号若しくは第二号（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録をするときは、同時に、前項の規定により通知されたところに従い、その備える振替口座簿における信託の記載又は記録をしなければならない。

（信託の記載又は記録の抹消の申請）

第四十七条 信託の記載又は記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関（第三号に掲げる場合にあつては、受託者の直近上位機関）に対する申請により行う。

- 一 振替新株予約権についての権利の移転により当該振替新株予約権についての権利が信託財産に属しないこととなる場合 受託者
- 二 受託者の変更により信託財産に属する振替新株予約権についての権利が新受託者に移転することとなる場合 前受託者
- 三 振替新株予約権についての権利を固有財産に帰属させることにより当該振替新株予約権についての権利が信託財産に属しないこととなる場合 受託者及び受益者

（新設）

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 受託者又は前受託者の口座

二 当該申請に係る振替新株予約権の銘柄及び数

三 第一号の口座において信託の記載又は記録の抹消がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

3 第一項第三号に定める受益者は、同項の規定による申請に際して、自己が受益者である旨を証明する資料を提出しなければならない。

(同時申請)

第四十八条 前条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記載又は記録の抹消の申請は、同号に規定する権利の移転に係る振替の申請と同時にしなければならない。

(新設)

(受託者の変更)

第四十九条 受託者の変更があつた場合においては、前受託者は、信託財産に属する振替新株予約権についての権利について新受託者の口座に増加の記載又は記録をする旨の振替の申請(第三項において「増加記載等申請」という。)をするのと同時に、当該振替新株予約権についての権利について、第四十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)(及び第四十七条第一項(第二号に係る部分に限る。))の規定による申請(第三項において「受託者変更記載等申請」とい

(新設)

う。()をしなければならぬ。この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならぬ。

2 | 第四十六条第二項及び第三項の規定は、前項前段の場合について準用する。

3 | 信託法第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は公益信託二関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があつた場合においては、新受託者も、増加記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることが出来る。この場合においては、受託者変更記載等申請は、増加記載等申請と同時にしなければならぬ。

4 | 前項の場合においては、第一項後段の規定を準用する。

(振替新株予約権の内容の提供)

第五十条 法第九十一条第一項に規定する政令で定める方法は、電磁的方法であつて内閣府令・法務省令で定めるものにより、法第六十六条第一項の通知に係る振替新株予約権について、振替機関の備える振替口座簿に記載され、又は記録されている当該振替新株予約権の全部につき振替口座簿の抹消が行われる日まで、不特定多数の者が同項第九号に掲げる事項の提供を受けることができる状態に置く方法とする。

第八章 新株予約権付社債の振替

(新設)

(新設)

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第五十一条 法第九十四条第三項第六号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 振替新株予約権付社債(法第九十二条第一項に規定する振替新株予約権付社債をいう。以下同じ。)についての処分の制限に関する事項

二 第二十八条第二号から第四号までに掲げる事項

(新規記載又は記録手続における通知事項)

第五十二条 法第九十五条第一項第八号に規定する政令で定める事項は、前条第二号に掲げる事項とする。

(新設)

(信託の記載又は記録の申請)

第五十三条 法第二百七条第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録(以下この章において「信託の記載又は記録」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関に対する申請により行う。

(新設)

一 委託者の受託者に対する振替新株予約権付社債の譲渡又は質入れにより当該振替新株予約権付社債についての権利が信託財産に属することとなる場合 委託者

二 受託者の変更により信託財産に属する振替新株予約権付社債についての権利が新受託者に移転することとなる場合 前受託者

三 前二号に掲げる場合以外の場合 受託者

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 受託者又は新受託者の口座

二 当該申請に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び数

三 第一号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄（法第九十五条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。第五十六条第二項第三号において同じ。）であるか、又は質権欄（法第九十五条第二項第一号ロに規定する質権欄をいう。第五十六条第二項第三号において同じ。）であるかの別

（代位による申請）

第五十四条 前条第一項第三号に掲げる場合においては、受益者又は委託者は、受託者に代位して信託の記載又は記録を申請することができる。

2 受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替新株予約権付社債についての権利が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。

（同時申請）

第五十五条 第五十三条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記載又は記録の申請は、同号に規定する振替新株予約権付社債の

（新設）

（新設）

譲渡又は質入れに係る振替の申請と同時にしなければならない。

- 2 | 前項の場合において、振替機関等は、法第九十七條第四項第二号若しくは第五号の規定又は同条第五項第二号若しくは第五号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項第三号（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、同時に、第五十三條第二項各号に掲げる事項も通知しなければならない。

- 3 | 前項の規定による通知を受けた振替機関等は、法第九十七條第四項第三号若しくは第四号の規定、同条第五項第三号若しくは第四号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第七項第一号若しくは第二号（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録をするときは、同時に、前項の規定により通知されたところに従い、その備える振替口座簿における信託の記載又は記録をしなければならない。

（信託の記載又は記録の抹消の申請）

第五十六條 信託の記載又は記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関（第三号に掲げる場合にあつては、受託者の直近上位機関）に対する申請により行う。

- 一 振替新株予約権付社債についての権利の移転により当該振替新株予約権付社債についての権利が信託財産に属しないこととなる

（新設）

場合 受託者

- 二 受託者の変更により信託財産に属する振替新株予約権付社債についての権利が新受託者に移転することとなる場合 前受託者
 - 三 振替新株予約権付社債についての権利を固有財産に帰属させることにより当該振替新株予約権付社債についての権利が信託財産に属しないこととなる場合 受託者及び受益者
- 2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。
- 一 受託者又は前受託者の口座
 - 二 当該申請に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び数
 - 三 第一号の口座において信託の記載又は記録の抹消がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別
- 3 第一項第三号に定める受益者は、同項の規定による申請に際して、
。 自分が受益者である旨を証明する資料を提出しなければならない。

(同時申請)

第五十七条 前条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記載又は記録の抹消の申請は、同号に規定する権利の移転に係る振替の申請と同時にしなければならない。

(新設)

(受託者の変更)

第五十八条 受託者の変更があった場合においては、前受託者は、信

(新設)

託財産に属する振替新株予約権付社債についての権利について新受託者の口座に増加の記載又は記録をする旨の振替の申請（第三項において「増加記載等申請」という。）をするのと同時に、当該振替新株予約権付社債についての権利について、第五十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第五十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による申請（第三項において「受託者変更記載等申請」という。）をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならない。

2 | 第五十五条第二項及び第三項の規定は、前項前段の場合について準用する。

3 | 信託法第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は公益信託二関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があつた場合においては、新受託者も、増加記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記載等申請は、増加記載等申請と同時にしなければならない。

4 | 前項の場合においては、第一項後段の規定を準用する。

（振替新株予約権付社債の内容の提供）

第五十九条 法第二百二十五条第一項に規定する政令で定める方法は、電磁的方法であつて内閣府令・法務省令で定めるものにより、同項各号に掲げる通知に係る振替新株予約権付社債について、振替機

（新設）

関の備える振替口座簿に記載され、又は記録されている当該振替新株予約権付社債の全部につき振替口座簿の抹消が行われる日まで、不特定多数の者が当該各号に定める事項の提供を受けることができる状態に置く方法とする。

第九章 投資口等の振替

(投資口に関する株式に係る規定の準用)

第六十条 第二十八条(第一号に係る部分に限る。)の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第二百二十九条第三項第七号に規定する政令で定める事項について、第三十条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百二十六条第五項に規定する政令で定める記載又は記録について、第三十条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百二十六条第五項の規定により振替機関がする指示について、第三十一条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百二十七条第五項に規定する政令で定める記載又は記録について、第三十一条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百二十七条第五項の規定により振替機関がする指示について、第三十二条第一項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百二十八条第五項に規定する政令で定める記載又は記録について、第三十二条第二項の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第三百二十八条第五項の規定により振替機関がする指示について、第三十

(新設)

(新設)

二条から第三十八条までの規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第四百二十二条第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録について、第四十条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第五百五十四条第二項に規定する政令で定める期間について、第四十一条の規定は法第二百二十八条第一項において準用する法第六十二条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三十条第一項第一号		第三十条第一項第二号		第三十条第一項第三号		第三十条第一項第四号	
振替株式の数	振替投資口の口数	振替株式の数	振替投資口の口数	振替株式の数	振替投資口の口数	振替株式の数	振替投資口の口数
特別株主申出	特別投資主申出	特別株主申出	特別投資主申出	特別株主申出	特別投資主申出	特別株主申出	特別投資主申出
規定する特別株主	規定する特別投資主	規定する特別株主	規定する特別投資主	規定する特別株主	規定する特別投資主	規定する特別株主	規定する特別投資主
「特別株主」	「特別投資主」	「特別株主」	「特別投資主」	「特別株主」	「特別投資主」	「特別株主」	「特別投資主」
「ごとの数	「ごとの口数	「ごとの数	「ごとの口数	「ごとの数	「ごとの口数	「ごとの数	「ごとの口数
乗じた数	乗じた口数	乗じた数	乗じた口数	乗じた数	乗じた口数	乗じた数	乗じた口数
その数	その口数	その数	その口数	その数	その口数	その数	その口数
振替株式の数	振替投資口の口数	振替株式の数	振替投資口の口数	振替株式の数	振替投資口の口数	振替株式の数	振替投資口の口数
特別株主	特別投資主	特別株主	特別投資主	特別株主	特別投資主	特別株主	特別投資主
された数	された口数	された数	された口数	された数	された口数	された数	された口数

号		第三十一条第一項第一号		第三十一条第一項第二号		第三十一条第一項第三号		第三十一条第一項第四号		第三十二条第一項第一号	
振替株式の数	特別株主申出	特別株主ごとの数	乗じた数	その数	ごとの数	乗じた数	その数	振替株式の数	された数	特別株主	振替株式の数
振替投資口の口数	特別投資主申出	特別投資主ごとの口数	乗じた口数	その口数	ごとの口数	乗じた口数	その口数	振替投資口の口数	された口数	特別投資主	振替投資口の口数
存続会社等振替株式	その数	乗じた数	その数	存続会社等振替株式	その数	乗じた数	その数	存続会社等振替株式	その数	乗じた数	その数
振替株式の数	特別株主申出	特別株主ごとの数	乗じた数	その数	ごとの数	乗じた数	その数	振替株式の数	された数	特別株主	振替株式の数
振替投資口の口数	特別投資主申出	特別投資主ごとの口数	乗じた口数	その口数	ごとの口数	乗じた口数	その口数	振替投資口の口数	された口数	特別投資主	振替投資口の口数
存続会社等振替株式	その数	乗じた数	その数	存続会社等振替株式	その数	乗じた数	その数	存続会社等振替株式	その数	乗じた数	その数

第三十二条第一項第二号	ごとの数	ごとの口数
	乗じた数	乗じた口数
第三十二条第一項第三号	その数	その口数
	存続会社等振替株式に	存続投資法人振替投資口に
第三十二条第一項第四号	存続会社等振替株式の数	存続投資法人振替投資口の口数
	された数	された口数
第三十二条第一項第五号から第七号まで	特別株主	特別投資主
	存続会社等振替株式	存続投資法人振替投資口
第三十二条第一項第一号及び第三十六条第二項第一号	存続会社等振替株式及び数	存続投資法人振替投資口及び口数

(投資口について準用する法の規定の読替え)

第六十一条 法第二百二十八条第一項の規定において投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口について法の規定を準用する
 場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとす

(新設)

る。

<p>読み替える法の規定 第百五十三条</p>	<p>読み替えられる字句 会社法第百八条第一項</p>	<p>読み替える字句 投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項において準用する会社法第百八条第一項本文</p>
-----------------------------	---------------------------------	---

(協同組織金融機関の優先出資に関する株式に係る規定の準用)

第六十二条 第二十八条(第一号に係る部分に限る。)の規定は法第百三十五条第一項において準用する法第百二十九条第三項第七号に規定する政令で定める事項について、第三十一条第一項の規定は法第百三十五条第一項において準用する法第百三十七条第五項に規定する政令で定める記載又は記録について、第三十一条第二項の規定は法第百三十五条第一項において準用する法第百三十七条第五項の規定により振替機関がする指示について、第三十二条第一項の規定は法第百三十五条第一項において準用する法第百三十八条第五項に規定する政令で定める記載又は記録について、第三十二条第二項の規定は法第百三十五条第一項において準用する法第百三十八条第五項の規定により振替機関がする指示について、第三十二条から第三十八条までの規定は法第百三十五条第一項において準用する法第百四十二条第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録について、第三十九条の規定は法第百三十五条第一項において

(新設)

<p>第三十一条第一項</p>	<p>保有欄等</p>	<p>保有欄等（法第二百三十五条第一項において読み替えて準用する法第二百三十五条第三項に規定する保有欄等をいう。以下この章において同じ。）</p>
<p>第三十一条第一項第一号</p>	<p>口座の保有欄</p>	<p>口座の保有欄（法第二百三十五条第一項において読み替えて準用する法第二百三十五条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。以下この章にお</p>

準用する法第百五十一条第一項第七号に規定する政令で定めるとき及び同号に規定する政令で定める日について、第四十条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百五十四条第二項に規定する政令で定める期間について、第四十一条の規定は法第二百三十五条第一項において準用する法第百六十二条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三十一条第一項第				
口座の質権欄	その数	乗じた数	特別株主ごとの数	振替株式の数 振替優先出資の口数 特別株主申出 法第二百三十五条第一項において読み替えて準用する法第百五十一条第二項第一号の申出（次条第一項第一号において「特別優先出資者申出」という。）
口座の質権欄（法第	その口数	乗じた口数	法第二百三十五条第一項において読み替えて準用する法第百五十一条第二項第一号に規定する特別優先出資者（以下この項及び次条第一項において単に「特別優先出資者」という。）ごとの口数	振替優先出資の口数 法第二百三十五条第一項において読み替えて準用する法第百五十一条第二項第一号の申出（次条第一項第一号において「特別優先出資者申出」という。）

第三十二條第一項第二号	ごとの数	乗じた数	その数	存続会社等振替株式に	存続会社等振替株式の数	第三十二條第一項第三号	存続会社等振替株式の数
						ごとの口数	乗じた口数
第三十二條第一項第四号	特別株主	存続会社等振替株式	特別優先出資者	された数	された口数	第三十二條第一項第五号から第七号まで	存続会社等振替株式
						ごとの口数	乗じた口数
第三十三條第二項第一号及び第三十六條第二項第二号	及び数	存続会社等振替株式	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律	会社更生法第九十四條第一項	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律	第三十三條第二項第一号及び第三十六條第二項第二号	及び数
						ごとの口数	乗じた口数
第三十九條	会社更生法第九十四條第一項	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律	会社更生法第九十四條第一項	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律	第三十九條	四條第一項

		<p>第九十五号) 第一百十六号において準用する会社更生法第九十四号第一項</p>
<p>(協同組織金融機関の優先出資について準用する法の規定の読替え)</p>		
<p>第六十三号 法第二百三十五号第一項の規定において協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する協同組織金融機関の優先出資について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
<p>読み替える法の規定 第四百七条第三項及び第四項並びに第四百八条第三項</p>	<p>読み替えられる字句 会社法第二百二十四条第一項</p>	<p>読み替える字句 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十六条において準用する会社法第二百二十四条第一項</p>
<p>第五百十九号第一項</p>	<p>会社法第二百二十条第一項</p>	<p>協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十一条第二項において準用する会社法第二百三十条第一項</p>

(新設)

<p>第百五十九条第二項</p>	<p>会社法第二百二十四条第一項</p>	<p>協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十一条第二項において読み替えて準用する会社法第二百二十四条第一項</p>
------------------	----------------------	--

(特定目的会社の優先出資に関する株式に係る規定の準用)

第六十四条 第二十八条(第一号に係る部分に限る。)の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百二十九条第三項第七号に規定する政令で定める事項について、第三十条第一項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百二十六条第五項に規定する政令で定める記載又は記録について、第三十条第二項の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第三百二十六条第五項の規定により振替機関がする指示について、第三十三条から第三十八条までの規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第二百三十九条第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録について、第四十条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第五十四条第二項に規定する政令で定める期間について、第四十一条の規定は法第二百三十九条第一項において準用する法第六十二条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(新設)

第三十条第一項第一号	振替株式の数							振替優先出資の口数
	申出（以下「特別株主申出」といふ。）	特別株主	ごとの口数	乗じた口数	その数	ごとの口数	乗じた口数	
第三十条第一項第二号	その数				その口数			その口数
	ごとの口数				ごとの口数			ごとの口数
	乗じた口数				乗じた口数			乗じた口数
	その数				その口数			その口数
	振替株式の数				振替優先出資の口数			振替優先出資の口数
	振替株式の数				振替優先出資の口数			振替優先出資の口数
第三十条第一項第四号	特別株主				特別優先出資社員			特別優先出資社員
第三十三條第二項第一号及び第三十六條第二項第一号	及び数				及び口数			及び口数
第二項第一号								

（保有優先出資口数に応じた振替優先出資の消却により端数が生ずる場合の措置及び指示）

第六十五條 法第二百四十二條第五項に規定する政令で定める記載又は記録は、次の各号に掲げる保有欄等（法第二百三十九條第一項に

（新設）

- において準用する法第百三十六条第三項に規定する保有欄等をいう。
- ()の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める記載又は記録とする。
- 一 法第百三十九条第一項において準用する法第百三十六条第五項の加入者の口座の保有欄（法第百三十九条第一項において準用する法第百三十条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。以下この項において同じ。） 当該保有欄に記載又は記録がされている振替優先出資（法第百三十四条第一項に規定する振替優先出資をいう。以下この項において同じ。）の口数（法第百二十九条第一項において準用する法第百五十一条第二項第一号の申出がされた振替優先出資については、同号に規定する特別優先出資社員（この口数）に減少比率（法第百三十九条第一項において準用する法第百三十六条第一項第二号に規定する減少比率をいう。次号において同じ。）を乗じた口数（その口数に一に満たない端数（第四号において「保有欄端数」という。）があるときは、これを切り上げるものとする。））についての減少の記載又は記録
- 二 法第百三十九条第一項において準用する法第百三十六条第五項の加入者の口座の質権欄（法第百三十九条第一項において準用する法第百三十条第二項第一号ロに規定する質権欄をいう。）
- 当該質権欄に記載又は記録がされている同条第一項第一号の振替優先出資の優先出資社員（この口数に減少比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に一に満たない端数（第四号において「質権欄端数」という。）があるときは、これを切り上げるものとする。以下この号において同じ。））についての当該優先出資社員（この

- 口数の減少の記載又は記録及び当該減少比率をそれぞれ乗じた口数の総数についての当該振替優先出資の口数の減少の記載又は記録
- 三 前二号に規定する加入者の上位機関の口座のうち顧客口座 振替優先出資の口数についての前二号に定める記載又は記録がされた口数の減少の記載又は記録
- 四 法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十六条第一項第一号の振替優先出資の優先出資社員（特別優先出資社員を含む。）である加入者の直近上位機関（二以上あるときは、そのうちの振替機関が定めるもの）の備える振替口座簿中の当該優先出資社員の口座の保有欄 当該優先出資社員の有する振替優先出資について、一から保有欄端数を控除した数と一から質権欄端数を控除した数を合計した数（その数に一に満たない端数（第六号において「発行者分端数」という。）があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録
- 五 前号の口座を開設した振替機関等及びその上位機関の口座のうち顧客口座 同号に定める記載又は記録がされた数についての増加の記載又は記録
- 六 法第二百三十九条第一項において準用する法第三百三十六条第一項第四号の口座の保有欄 発行者分端数の総数（その総数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録
- 七 前号の口座を開設した振替機関等及びその上位機関の口座のう

第二項第二号		
第四十九条第一項	増加の	増額の
	増加記載等申請	増額記載等申請
第四十九条第三項	増加記載等申請	増額記載等申請

(特定目的会社の転換特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用)

第六十七条 第五十一条(第二号を除く。)の規定は法第二百五十一条第一項において準用する法第九十四条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第五十二条から第五十八条までの規定は法第二百五十一条第一項において準用する法第二百七条第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録について、第五十九条の規定は法第二百五十一条第一項において準用する法第二百二十五条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第五十二条第二項第一号及び第五十六条第二項第二号	及び数	及び金額
第五十八条第一項	増加の	増額の
	増加記載等申請	増額記載等申請
第五十八条第三項	増加記載等申請	増額記載等申請

(新設)

(特定目的会社の転換特定社債について準用する法の規定の読替え)

第六十八条 法第二百五十一条第一項の規定において資産の流動化に

関する法律に規定する転換特定社債について法の規定を準用する場
 合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百一十一条第一項	会社法第七百二十三条第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十三条第一項
第二百一十一条第二項	会社法第七百十八條第一項及び第七百三十六條第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百十八條第一項及び第七百三十六條第一項
第二百一十二条第一項	会社法第七百十八條第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百十八條第一項

(新設)

	同条第三項
	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百十八条第三項

(特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用)

第六十九条 第五十一条(第二号を除く。)の規定は法第二百五十四

条第一項において準用する法第九十四条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第五十三条から第五十八条までの規定は法第二百五十四条第一項において準用する法第二百七条第一項に規定する振替口座簿への記載又は記録について、第五十九条の規定は法第二百五十四条第一項において準用する法第二百二十五条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第五十二条第二項第一号及び第五十六条第二項第二号	及び数	及び金額
第五十八条第一項	増加の	増額の
	増加記載等申請	増額記載等申請
第五十八条第三項	増加記載等申請	増額記載等申請

(新設)

<p>第二百二十二条第一項</p>	<p>会社法第七百十八条第一項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百十</p>
<p>第二百二十一条第二項</p>	<p>会社法第七百十八条第一項及び第七百三十六条第一項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百十八条第一項及び第七百三十六条第一項</p>
<p>第二百二十一条第一項</p>	<p>会社法第七百二十三条第一項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十三条第一項</p>
<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>

（特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債について準用する法の規定の読替え）

第七十条 法第二百五十四条第一項の規定において資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資引受権付特定社債について法の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（新設）

	<p>同条第三項</p>	<p>八条第一項 資産の流動化に関する法律第二百二十九条 第二項において準用する会社法第七百十八条第三項</p>
--	--------------	--

第十章 組織変更等に係る振替

(新設合併消滅銀行の株主に対して新設合併設立銀行の振替株式を交付しようとするときに関する株式に係る規定の準用)

第七十一条 第三十二条第一項の規定は法第二百五十六条第一項において準用する法第百三十八条第五項に規定する政令で定める記載又は記録について、第三十二条第二項の規定は法第二百五十六条第一項において準用する法第百三十八条第五項の規定により振替機関がする指示について、それぞれ準用する。この場合において、第三十二条第一項第一号から第七号までの規定中「存続会社等振替株式」とあるのは、「新設合併設立銀行振替株式」と読み替えるものとする。

(吸収合併消滅協同組織金融機関等の優先出資者に対して吸収合併存続銀行等の振替株式を交付しようとするときに関する株式に係る規定の準用)

(新設)

(新設)

第七十二条 第三十二条第一項の規定は法第二百五十六条第二項にお

いて準用する法第三百二十八条第五項に規定する政令で定める記載又は記録について、第三十二条第二項の規定は法第二百五十六条第二項において準用する法第三百二十八条第五項の規定により振替機関がする指示について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三十二条第一項第一号	同条第一項第二号の振替株式の数	法第二百五十六条第二項に規定する吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資（以下この項において「消滅協同組織金融機関振替優先出資」という。）の口数
	特別株主申出	特別優先出資者申出（法第二百三十五条第一項において読み替えて準用する法第百五十一条第二項第一号の申出をいう。

（新設）

第三十二条第一項第一号	法第百三十八条第一項第二号の振替株式	消滅協同組織金融機関振替優先出資
	特別株主	特別優先出資者
	存続会社等振替株式	新設合併設立銀行等振替株式
第三十二条第一項第五号から第七号まで	存続会社等振替株式	新設合併設立銀行等振替株式
第三十二条第一項第八号	同条第一項第二号の振替株式	消滅協同組織金融機関振替優先出資

(吸収合併消滅銀行等の株主に対して吸収合併存続信用金庫等の振替優先出資を交付しようとするときに関する株式に係る規定の準用)

第七十三条 第三十二条第一項の規定は法第二百五十六条第三項において準用する法第百三十八条第五項に規定する政令で定める記載又は記録について、第三十二条第二項の規定は法第二百五十六条第三項において準用する法第百三十八条第五項の規定により振替機関がする指示について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三十二条第一項第一号	同項第一号	法第二百五十六条第三項に規定する吸収合併存続信用金庫又
-------------	-------	-----------------------------

(新設)

第三十二条第一項第一号	存続会社等振替株式	は新設合併設立信用金庫
	優先出資	
第三十二条第一項第二号	存続会社等振替株式	は新設合併設立信用金庫
	優先出資	
第三十二条第一項第三号	ごとの数の	ごとの口数の
	存続会社等振替株式の数	
第三十二条第一項第四号から第七号まで	ごとの数の	ごとの口数の
	存続会社等振替株式の数	
第三十二条第一項第五号	ごとの数の	ごとの口数の
	存続会社等振替株式の数	
第三十二条第一項第六号	ごとの数の	ごとの口数の
	存続会社等振替株式の数	
第三十二条第一項第七号	ごとの数の	ごとの口数の
	存続会社等振替株式の数	

(吸収合併消滅協同組織金融機関等の優先出資者に対して吸収合併存続協同組織金融機関等の振替優先出資を交付しようとするときに関する株式に係る規定の準用)

第七十四条 第三十二条第一項の規定は法第二百五十六条第四項において準用する法第百三十八条第五項に規定する政令で定める記載又は記録について、第三十二条第二項の規定は法第二百五十六条第四項において準用する法第百三十八条第五項の規定により振替機関がする指示について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(新設)

<p>第三十二條第一項第一号</p>	<p>同条第一項第二号の振替株式の数</p>	<p>法第二百五十六條第四項に規定する吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資（以下この項において「消滅協同組織金融機関振替優先出資」という。）の口数</p>
<p>特別株主申出</p>	<p>特別株主ごとの数</p>	<p>特別優先出資者申出（法第二百三十五條第一項において読み替えて準用する法第一百五十一條第二項第一号の申出をいう。）</p>
<p>同項第三号</p>	<p>特別株主ごとの数</p>	<p>特別優先出資者（同号に規定する特別優先出資者をいう。以下この項において同じ。）の口数 法第二百五十六條第</p>

第三十二条第一項第三号	存続会社等振替株式の数	存続協同組織金融機関等振替優先出資の口数
	された数	された口数
第三十二条第一項第四号	法第百三十八条第一項第二号の振替株式	消滅協同組織金融機関振替優先出資
	特別株主	特別優先出資者
第三十二条第一項第五号から第七号まで	存続会社等振替株式	存続協同組織金融機関等振替優先出資
	存続会社等振替株式	存続協同組織金融機関等振替優先出資
第三十二条第一項第八号	同条第一項第二号の振替株式	消滅協同組織金融機関振替優先出資
	振替株式	関振替優先出資

(吸収合併消滅銀行等の株主に対して吸収合併存続信用金庫等の振替優先出資を交付しようとするときについて準用する法の規定の読替え)

第七十五条 法第二百五十七条第四項の規定において吸収合併消滅銀行又は新設合併消滅銀行の株式が振替株式でない場合において吸収合併存続信用金庫又は新設合併設立信用金庫が吸収合併消滅銀行又は新設合併消滅銀行の株主に対して吸収合併又は新設合併に際して振替優先出資を交付しようとするときについて法第百六十条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次

(新設)

の表のとおりとする。

読み替える法の規定 第百六十条第一項	読み替えられる字句 第百三十一条第一項 第一号	読み替える字句 第百三十五条第一項 において準用する 第百三十一条第一項 第一号
同項	第百三十五条第一項 において準用する 第百三十一条第一項	

(吸収合併消滅協同組織金融機関等の会員等に対して吸収合併存続協同組織金融機関等の振替優先出資を交付しようとする場合について準用する法の規定の読替え)

第七十六条 法第二百五十七条第五項の規定において吸収合併存続協同組織金融機関又は新設合併設立協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の会員等に対して吸収合併又は新設合併に際して振替優先出資を交付しようとする場合について法第百六十条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 第百六十条第一項	読み替えられる字句 第百三十一条第一項 第一号	読み替える字句 第百三十五条第一項 において準用する 第百三十一条第一項
-----------------------	-------------------------------	---

(新設)

				<p>(吸収合併消滅協同組織金融機関等の優先出資者に対して吸収合併 存続協同組織金融機関等の振替優先出資を交付しようとするときに ついて準用する法の規定の読替え)</p> <p>第七十七条 法第二百五十七条第六項の規定において吸収合併消滅協 同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振 替優先出資でない場合において吸収合併存続協同組織金融機関又は 新設合併設立協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関又 は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併又 は新設合併に際して振替優先出資を交付しようとするときについて 法第六十条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る 技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
	同項	読み替えられる法の規定 第六十条第一項	読み替えられる字句 第一号	
	同項	読み替える字句 第二百三十五条第一 項において準用する 第二百三十一条第一 項	読み替える字句 第二百三十五条第一 項において準用する 第二百三十一条第一 項	
	同項	読み替える字句 第二百三十五条第一 項において準用する	読み替える字句 第二百三十五条第一 項において準用する	

(新設)

第三百三十一条第一項

(吸収合併消滅協同組織金融機関等の優先出資者に対して吸収合併
存続銀行等の振替株式以外の株式等を交付しようとするとき等につ
いて準用する法の規定の読替え)

第七十八条 法第二百五十八条第三項の規定において吸収合併消滅協

同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振
替優先出資である場合において吸収合併存続銀行若しくは新設合併
設立銀行が吸収合併消滅協同組織金融機関若しくは新設合併消滅協
同組織金融機関の優先出資者に対して吸収合併若しくは新設合併に
際して振替株式以外の株式等を交付しようとするとき、又は吸収合
併存続銀行若しくは新設合併設立銀行が吸収合併消滅協同組織金融
機関若しくは新設合併消滅協同組織金融機関のある種類の優先出資
の優先出資者に対して吸収合併若しくは新設合併に際して株式等の
割当てをしないこととするときについて法第六十条第三項の規定
を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表の
とおりとする。

読み替える法の規定 第六十条第三項	読み替えられる字句 第二号	読み替える字句 第二百三十五条第一 項において準用する 第二百三十五条第一項 第二号
----------------------	------------------	--

(新設)

(吸収合併消滅協同組織金融機関等の優先出資者に対して吸収合併
 存続協同組織金融機関等の振替優先出資以外の出資等を交付しよう
 とするとき等について準用する法の規定の読替え)

第七十九条 法第二百五十八条第四項の規定において吸収合併消滅協
 同組織金融機関又は新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振
 替優先出資である場合において吸収合併存続協同組織金融機関若し
 くは新設合併設立協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機
 関若しくは新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対して吸
 収合併若しくは新設合併に際して振替優先出資以外の出資等を交付
 しようとするとき、又は吸収合併存続協同組織金融機関若しくは新
 設合併設立協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関若し
 くは新設合併消滅協同組織金融機関のある種類の優先出資の優先出
 資者に対して出資等の割当てをしないこととするときについて法第
 百六十条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術
 的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 第百六十条第三項	読み替えられる字句 第二号	読み替える字句 第二百三十五条第一 項において準用する 第二百三十五条第一項 第二号
-----------------------	------------------	--

(金融機関の合併及び転換に関する法律第四条第三号の規定による
 転換をする協同組織金融機関の優先出資者に対して振替株式を交付

(新設)

しよつとするとときに關する株式に係る規定の準用)

第八十条 第三十二条第一項の規定は法第二百六十二条第一項において準用する法第三百三十八条第五項に規定する政令で定める記載又は記録について、第三十二条第二項の規定は法第二百六十二条第一項において準用する法第三百三十八条第五項の規定により振替機関がする指示について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三十二条第一項第一号	同条第一項第二号の振替株式の数	<p>法第二百六十二条第一項に規定する転換をする協同組織金融機関の振替優先出資(以下この項において「転換協同組織金融機関振替優先出資」という。)の口数</p> <p>特別優先出資者申出(法第二百三十五条第一項において読み替えて準用する法第百五十一条第二項第一号の申出をいう。)</p>
-------------	-----------------	--

(新設)

第三十二条第一項第五号から第七号まで	存続会社等振替株式	転換後銀行振替株式
第三十二条第一項第八号	同条第一項第二号の振替株式	転換協同組織金融機関振替優先出資

(金融機関の合併及び転換に関する法律第四条第二号の規定による転換をする普通銀行の株主に対して振替優先出資を交付しようとするときに關する株式に係る規定の準用)

第八十一条 第三十二条第一項の規定は法第二百六十二条第三項において準用する法第三百二十八条第五項に規定する政令で定める記載又は記録について、第三十二条第二項の規定は法第二百六十二条第三

項において準用する法第三百二十八条第五項の規定により振替機関がする指示について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三十二条第一項第一号	同項第一号	法第二百六十二条第三項に規定する転換後信用金庫
	存続会社等振替株式	転換後信用金庫振替
	乗じた数)	優先出資
第三十二条第一項第二号	存続会社等振替株式	転換後信用金庫振替
	乗じた口数)	優先出資
	存続会社等振替株式	転換後信用金庫振替
	優先出資	優先出資

(新設)

第三十二条第一項第三号	ごとの数の	ごとの口数の
	存続会社等振替株式の数	転換後信用金庫振替優先出資の口数
第三十二条第一項第四号から第七号まで	された数	された口数
	存続会社等振替株式	転換後信用金庫振替優先出資

(保険会社である新設合併消滅株式会社の株主に対して新設合併設立会社の振替株式を交付しようとするときに係る株式に係る規定の準用)

第八十二条 第三十二条第一項の規定は法第二百六十三条において準用する法第三百三十八条第五項に規定する政令で定める記載又は記録について、第三十二条第二項の規定は法第二百六十三条において準用する法第三百三十八条第五項の規定により振替機関がする指示について、それぞれ準用する。この場合において、第三十二条第一項第一号から第七号までの規定中「存続会社等振替株式」とあるのは、「新設合併設立会社振替株式」と読み替えるものとする。

(新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主に対して新設合併設立会社金融商品取引所の振替株式を交付しようとするときに係る株式に係る規定の準用)

第八十三条 第三十二条第一項の規定は法第二百七十条において準用する法第三百三十八条第五項に規定する政令で定める記載又は記録に

(新設)

(新設)

ついて、第三十二条第二項の規定は法第二百七十条において準用する法第百三十八条第五項の規定により振替機関がする指示について、それぞれ準用する。この場合において、第三十二条第一項第一号から第七号までの規定中「存続会社等振替株式」とあるのは、「新設合併設立金融商品取引所振替株式」と読み替えるものとする。

第十一章 雑則

(振替口座簿の記載又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者)

第八十四条 法第二百七十七条(法第四十八条において適用する場合を含む。)に規定する利害関係を有する者として政令で定めるものは、当該口座を自己の口座とする加入者の財産の管理及び処分をする権利を有する者その他内閣府令・法務省令(国債を取り扱う振替機関の場合にあつては、内閣府令・法務省令・財務省令)で定めるものとする。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第八十五条 法第二百八十六条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

五 法第二百八十二条第一項の規定による第一号の指定及び第三号の指定の取消しに係る通知

第七章 雑則

(振替口座簿の記載又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者)

第二十八条 法第二百二十八条(法第四十八条において適用する場合を含む。)に規定する利害関係を有する者として政令で定めるものは、当該口座を自己の口座とする加入者の財産の管理及び処分をする権利を有する者その他内閣府令・法務省令(国債を取り扱う振替機関の場合にあつては、内閣府令・法務省令・財務省令)で定めるものとする。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第二十九条 法第二百三十六条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

五 法第百三十二条第一項の規定による第一号の指定及び第三号の指定の取消しに係る通知

(証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任)

第八十六条 法第二百八十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、法第二十条第一項（法第四十三条第三項において準用する場合及び法第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による権限は、証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

附則

(特例社債について適用する法の規定の読替え)

第二条 法附則第十条において特例社債（同条に規定する特例社債をいう。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替社債とみなして、法第二百七十八条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第一百十三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八条、第二十号、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例国債について適用する法の規定の読替え)

(証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任)

第三十条 法第三百三十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、法第二十条第一項（法第四十三条第三項において準用する場合及び法第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による権限は、証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

附則

(特例社債について適用する法の規定の読替え)

第二条 法附則第十条において特例社債（同条に規定する特例社債をいう。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替社債とみなして、法第二百九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第一百十三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八条、第二十号、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例国債について適用する法の規定の読替え)

第四条 法附則第十九条において特例国債（同条に規定する特例国債をいう。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替国債とみなして、法第二百七十八条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第一百二十二条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十条、第一百八十一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第九十一条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例地方債について適用する法の規定の読替え）

第五条 法附則第二十七条第一項において特例地方債（同項に規定する特例地方債をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替地方債（同項に規定する振替地方債をいう。）とみなして、法第二百七十八条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第一百十三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第一百十三条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

第四条 法附則第十九条において特例国債（同条に規定する特例国債をいう。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替国債とみなして、法第二百七十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第一百二十二条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十条、第一百八十一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第九十一条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例地方債について適用する法の規定の読替え）

第五条 法附則第二十七条第一項において特例地方債（同項に規定する特例地方債をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替地方債（同項に規定する振替地方債をいう。）とみなして、法第二百七十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第一百十三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第一百十三条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例投資法人債について適用する法の規定の読替え)

第七条 法附則第二十八条第一項において特例投資法人債（同項に規定する特例投資法人債をいう。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替投資法人債（同項に規定する振替投資法人債をいう。）とみなして、法第二百七十八条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条）において準用する場合を含む。」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百十五条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(相互会社の特例社債について適用する法の規定の読替え)

第八条 法附則第二十九条第一項において特例社債（同項に規定する特例社債をいう。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、相互会社の振替社債（同項に規定する振替社債をいう。）とみなして、法第二百七十八条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条）において準用する場合を含む。」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百十七条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例投資法人債について適用する法の規定の読替え)

第七条 法附則第二十八条第一項において特例投資法人債（同項に規定する特例投資法人債をいう。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替投資法人債（同項に規定する振替投資法人債をいう。）とみなして、法第二百七十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条）において準用する場合を含む。」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百十五条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(相互会社の特例社債について適用する法の規定の読替え)

第八条 法附則第二十九条第一項において特例社債（同項に規定する特例社債をいう。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、相互会社の振替社債（同項に規定する振替社債をいう。）とみなして、法第二百七十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条）において準用する場合を含む。」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百十七条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例特定社債について適用する法の規定の読替え)

第九条 法附則第三十条第一項において特例特定社債(同項に規定する特例特定社債をいう。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特定社債(同項に規定する振替特定社債をいう。)とみなして、法第二百七十八条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第一百十三條、第一百五條、第一百七條、第一百八條、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十四條及び第二十七條において準用する場合を含む。)」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第一百八條において準用する第六十八條第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例特別法人債について適用する法の規定の読替え)

第十条 法附則第三十一条第一項において特例特別法人債(同項に規定する特例特別法人債をいう。次条において同じ。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特別法人債(同項に規定する振替特別法人債をいう。)とみなして、法第二百七十八条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第一百十三條、第一百五條、第十七條、第十八條、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十四條及び第二十七條において準用する場合を含む。)」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二十條におい

(特例特定社債について適用する法の規定の読替え)

第九条 法附則第三十条第一項において特例特定社債(同項に規定する特例特定社債をいう。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特定社債(同項に規定する振替特定社債をいう。)とみなして、法第二百九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第一百十三條、第一百五條、第一百七條、第一百八條、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十四條及び第二十七條において準用する場合を含む。)」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第一百八條において準用する第六十八條第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例特別法人債について適用する法の規定の読替え)

第十条 法附則第三十一条第一項において特例特別法人債(同項に規定する特例特別法人債をいう。次条において同じ。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特別法人債(同項に規定する振替特別法人債をいう。)とみなして、法第二百九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第一百十三條、第一百五條、第十七條、第十八條、第二十條、第二十一條、第二十二條、第二十四條及び第二十七條において準用する場合を含む。)」又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二十條におい

て準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例投資信託受益権について適用する法の規定の読替え)

第十二条 法附則第三十二条第一項において特例投資信託受益権(同項に規定する特例投資信託受益権をいう。次条において同じ。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替投資信託受益権(同項に規定する振替投資信託受益権をいう。)とみなして、法第二百七十八条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條及び第百二十七條において準用する場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百二十一條において読み替えて準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例貸付信託受益権について適用する法の規定の読替え)

第十四条 法附則第三十四条第一項において特例貸付信託受益権(同項に規定する特例貸付信託受益権をいう。次条において同じ。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替貸付信託受益権(同項に規定する振替貸付信託受益権をいう。)とみなして、法第二百七十八條第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第百十三條、第百十五條

準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例投資信託受益権について適用する法の規定の読替え)

第十二条 法附則第三十二条第一項において特例投資信託受益権(同項に規定する特例投資信託受益権をいう。次条において同じ。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替投資信託受益権(同項に規定する振替投資信託受益権をいう。)とみなして、法第二百二十九條第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條及び第百二十七條において準用する場合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百二十一條において読み替えて準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例貸付信託受益権について適用する法の規定の読替え)

第十四条 法附則第三十四条第一項において特例貸付信託受益権(同項に規定する特例貸付信託受益権をいう。次条において同じ。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替貸付信託受益権(同項に規定する振替貸付信託受益権をいう。)とみなして、法第二百二十九條第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第百十三條、第百十五條、

、第一百七十七条、第一百八十八条、第二百十条、第二百一十一条、第二百一十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。
 () 又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二百二十二条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例特定目的信託受益権について適用する法の規定の読替え)

第十六条 法附則第三十五条第一項において特例特定目的信託受益権(同項に規定する特例特定目的信託受益権をいう。次条において同じ。)(のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特定目的信託受益権(同項に規定する振替特定目的信託受益権をいう。))とみなして、法第二百七十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第一百二十二条、第一百十五条、第一百七十七条、第一百八十八条、第二百十条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。))又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二百二十四条において読み替えて準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例外債について適用する法の規定の読替え)

第十八条 法附則第三十六条第一項において特例外債(同項に規定する特例外債をいう。次条において同じ。)(のうち、振替受入簿に記

第一百七十七条、第一百八十八条、第二百十条、第二百一十一条、第二百一十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。
 () 又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二百二十二条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例特定目的信託受益権について適用する法の規定の読替え)

第十六条 法附則第三十五条第一項において特例特定目的信託受益権(同項に規定する特例特定目的信託受益権をいう。次条において同じ。)(のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特定目的信託受益権(同項に規定する振替特定目的信託受益権をいう。))とみなして、法第二百二十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第一百二十二条、第一百十五条、第一百七十七条、第一百八十八条、第二百十条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。))又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二百二十四条において読み替えて準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例外債について適用する法の規定の読替え)

第十八条 法附則第三十六条第一項において特例外債(同項に規定する特例外債をいう。次条において同じ。)(のうち、振替受入簿に記

載され、又は記録されたものについて、振替外債（同項に規定する振替外債をいう。）とみなして、法第二百七十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百二十七条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例投資信託受益権について適用する法の規定の読替え）

第二十条 法附則第三十七条第一項において特例投資信託受益権（同項に規定する特例投資信託受益権をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替投資信託受益権（同項に規定する振替投資信託受益権をいう。）とみなして、法第二百七十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条及び第百二十四条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百二十一条において読み替えて準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（特例投資信託受益権について適用する法の規定の読替え）

載され、又は記録されたものについて、振替外債（同項に規定する振替外債をいう。）とみなして、法第二百九十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第百二十七条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（新設）

第二十一条 法附則第三十七条第二項において特例投資信託受益権について法附則第十四条第五項第一号の規定を準用する場合においては、同号中「発行者（登録債にあつては、発行者及び登録機関）」とあるのは、「発行者」と読み替えるものとする。

（新設）

（特例貸付信託受益権について適用する法の規定の読替え）

第二十二条 法附則第三十九条第一項において特例貸付信託受益権（同項に規定する特例貸付信託受益権をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替貸付信託受益権（同項に規定する振替貸付信託受益権をいう。）とみなして、法第二百七十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第六十九条第二項第一号イ（第一百十三条、第一百五十二条、第一百七十七条、第一百八条、第二十一条、第二十一条、第一百二十二条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第一百二十二条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

（新設）

（特例貸付信託受益権について準用する法の規定の読替え）

第二十三条 法附則第三十九条第二項において特例貸付信託受益権について法附則第十四条第五項第一号の規定を準用する場合においては、同号中「発行者（登録債にあつては、発行者及び登録機関）」とあるのは、「発行者」と読み替えるものとする。

（新設）

(特例特定目的信託受益権について適用する法の規定の読替え)

第二十四条 法附則第四十条第一項において特例特定目的信託受益権

(同項に規定する特例特定目的信託受益権をいう。次条において同じ。)のうち、振替受人簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特定目的信託受益権(同項に規定する振替特定目的信託受益権をいう。)とみなして、法第二百七十八条第一項の規定を適用する場合には、同項中「第六十九条第二項第一号イ(第一百十三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。)(又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄」とあるのは、「第二百二十四条において読み替えて準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄」とする。

(特例特定目的信託受益権について準用する法の規定の読替え)

第二十五条 法附則第四十条第二項において特例特定目的信託受益権について法附則第十四条第五項第一号の規定を準用する場合には、同号中「発行者(登録債にあつては、発行者及び登録機関)」とあるのは、「発行者」と読み替えるものとする。

(旧特定目的会社に係る特定短期社債に関する経過措置)

第二十六条 この政令による改正前の短期社債等の振替に関する法律

(新設)

(新設)

(旧特定目的会社に係る特定短期社債に関する経過措置)

第二十条 この政令による改正前の短期社債等の振替に関する法律施

施行令附則第四条及び第六条の規定は、なおその効力を有する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十七条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

行令附則第四条及び第六条の規定は、なおその効力を有する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。